

令和8年度における独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の 中小企業者に関する契約方針

令和8年7月27日

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構（以下「当機構」という。）は、官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和41年法律第97号）第5条の規定に基づき、中小企業者に関する国等の契約の基本方針（令和8年4月21日閣議決定。以下「基本方針」という。）に即して、令和8年度における新規中小企業者をはじめとする中小企業者の受注の機会の増大を図るための方針（以下「本方針」という。）を以下のように定める。

第1 中小企業者の受注の機会の増大の目標に関する事項

1 中小企業・小規模事業者向け契約目標

当機構は、令和8年度における官公需予算総額に占める中小企業・小規模事業者向け契約金額の比率が前年度までの実績を上回るよう努め、32.2%（約1,123億円）になるよう努めるものとする。

2 新規中小企業者向け契約目標

上記の中小企業・小規模事業者向け契約目標のうち、新規中小企業者の契約比率については、前年度までの目標値を上回るよう努め、引き続き0.2%以上を目指すものとする。また、当該目標については、当機構の官公需予算総額の約9割を占める工事をはじめとする調達分野ごとの特性等を考慮しつつ、少なくとも前年度までの新規中小企業者向け契約実績を上回るよう努めることとする。

その上で、経済財政運営と改革の基本方針2025（令和7年6月13日閣議決定）において、スタートアップが重点分野の一つとされている上、「政府及び地方公共団体による公共調達を拡大し、スタートアップの新技術の社会実装を加速する」とされていることから、スタートアップ育成の重要性を鑑み、近い将来における新規中小企業者の契約比率の目標値の更なる引上げを視野に入れつつ、スタートアップが含まれ得る中小企業者の受注機会の増大に取り組むものとする。

なお、公共工事の品質は、建設工事が、目的物が使用されて初めてその品質を確認できること、その品質が工事等の受注者の技術的能力等に負うところが大きいこと等の特性に鑑み、公共工事の品質確保の促進に関する法律

(平成17年法律第18号)の趣旨を踏まえ、工事等の経験、施工状況等の評価、技術者の経験その他技術的能力を考慮し、工事の品質の確保に留意するとともに、入札及び契約の透明性、競争の公正性の確保等に配慮し、受注者を選定することで確保されなければならない。

第2 中小企業者の受注の機会の増大のために講ずる措置に関する事項

当機構は、中小企業・小規模事業者の受注の機会の増大を図るために、基本方針に即すとともに、次のとおり取り組む。

1 中小企業・小規模事業者の受注機会を増大させるために必要な措置

(1) 技術力等のある中小企業・小規模事業者に対する受注の機会の増大

- ① 当機構は、技術力や創意工夫のある中小企業・小規模事業者の受注機会の増大を図るため、技術力ある中小企業者等の入札参加機会の拡大について(平成12年10月10日政府調達(公共事業を除く。)手続の電子化推進省庁連絡会議幹事会決定)を踏まえ、技術力のある中小企業・小規模事業者に関する入札参加資格の下位等級の上位等級への参入の弾力化を一層進めるものとする。また、創意工夫による価値を適切に評価することが適当と認められる場合には、総合評価落札方式を積極的に活用するものとする。
- ② 当機構は、高度かつ独自の新技术を有するスタートアップには中小企業・小規模事業者が含まれ得ることを踏まえ、再委託先を含めたスタートアップからの公共調達の拡大に向けて、高度かつ独自の新技术を有するスタートアップ等との随意契約(スタートアップ技術提案評価方式)についての申合せ(令和6年6月10日関係府省庁等申合せ)の一層の活用や、本格調達に向けたデジタルマーケットプレイス等の調達を容易にするツールの活用促進など効果的な施策の検討を行うものとする。

(2) 消費税の適格請求書等保存方式(インボイス制度)に関する適切な対応

当機構は、競争入札において、適格請求書発行事業者でないことのみをもって、競争入札に参加させないこととするような資格を定めることはしないものとする。

(3) 全省庁統一資格の等級に関する配慮

- ① 当機構は、一般競争入札及び指名競争入札並びに少額の随意契約による場合であってオープンカウンター方式により実施する契約の見積り合わせを行う際は、極力同一資格等級区分内の者による競争を実施する

こととし、官公需適格組合を含む中小企業・小規模事業者の受注機会の増大を図るものとする。

- ② 当機構は、一括調達又は共同調達による発注を行う場合には、競争参加者の資格の設定に際し、中小企業・小規模事業者の受注機会を確保するため、予定価格に対応する等級の者に加え、下位等級者の参加が可能となるよう弾力的な運用を行うものとする。

（４）総合評価落札方式の適切な活用及び評価の実施

- ① 当機構は、総合評価落札方式による競争の際、透明性を確保するために品質・機能の水準等を明確にした発注仕様書、審査項目を作成するものとする。
- ② ビルメンテナンス業、警備業等に関する契約については、適切な価格転嫁を推進するため、役務提供体制・専門的資格等の詳細を審査し、提供役務の内容を評価する総合評価落札方式の適用についての検討を行うものとする。

（５）分離・分割発注の推進

当機構は、物件等の発注を行う際はあらかじめ、明らかに中小企業・小規模事業者の参入の余地がないと考えられる案件を除き、価格面、数量面、工程面等並びに商品の種類ごとに、公正性を確保した上で、分離・分割して発注を行うことが契約内容の効果的・効率的な履行に資するかどうかについて検討（公正性についての検討も含む。）し、資すると認められた場合は、分離・分割発注を確実に実施するものとする。

なお、商品等を種類毎に分離することや契約期間を一定期間毎に分割すること等の分離・分割発注を行う際に、中小企業庁がまとめている事例を参考として活用する。

（６）中小建設業者の受注機会の確保に向けた配慮

- ① 当機構は、特に、公共工事に関する発注に当たっては、共同による請負の適切な活用を一層推進することにより、中小建設業者に対する受注機会の増大を図るものとする。
- ② 当機構は、地域における公共工事の担い手が確保されるよう、地域の実情を踏まえ、競争入札に必要な資格、公共工事等の規模等を適切に定めるものとする。
- ③ 当機構は、災害からの迅速な復旧復興に資するよう、必要に応じて、災害からの迅速な復旧復興に資する事業のために必要な能力を有する民間事業者と地域の民間事業者との連携及び協力のために必要な措置

を講ずるものとする。

2 官公需における価格転嫁・取引適正化のために講ずる措置

(1) 適正な予定価格の作成

- ① 当機構は、市場調査の結果や各種統計等の最新の実勢価格、最低賃金又は近傍の人件費単価の被用者が用いられる可能性がある役務の発注については、各都道府県における最低賃金の改定額（契約期間中に最低賃金額の改定が見込まれる場合には、その改定見込額を含む。）、及び、需要の状況等による原材料費及び人件費（社会保険料（事業主負担分及び労働者負担分）を含む。）等について確認を行い、必要と認められる要素を反映した積算に基づき、消費税や地方消費税を計上し、適切に予定価格を作成するものとする。また、複数年度にわたる契約については、入札の際に作成する予定価格に期中に価格変動を適切に見込む必要があることに留意する。
- ② 当機構は、ビルメンテナンス業務に係る発注に当たっては、厚生労働省において策定した「ビルメンテナンス業務に係る発注関係事務の運用に関するガイドライン」において、最新の「建築保全業務労務単価（国土交通省大臣官房官庁営繕部）」を用いることとされていることに留意する。
- ③ 当機構は、物品の運送を伴う役務、物品の買入れ等に係る発注に当たっては、物流効率化基本方針を踏まえ、国等と契約を締結した事業者から当該物品の運送を委託されたトラック事業者等がその雇用するトラックドライバーの賃上げ原資となる適正な運賃を収受できるよう、貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）附則第1条の3第1項の規定に基づく「標準的な運賃」を活用するとともに、燃料サーチャージ、有料道路使用料、附帯作業料等の追加で生じるコスト、繁忙期における運送、特殊な運送方法等に起因して追加で生じるコストについても十分に考慮するものとする。

(2) 適正な納期・工期、納入条件等の設定

当機構は、物件等の発注に当たっては、政府が進める「働き方改革」関連の取組や関係省庁からの要請等に留意しつつ、予算の繰越しや債務負担行為の活用、発注見通しの公表、早期の発注等の取組により発注時期の平準化を図る。特に、工事の発注に当たっては、上記取組とあわせて、発注見通しの公表等により、施工時期の平準化を図るとともに、平準化の状況についてのモニターを踏まえ、中小企業・小規模事業者が十分対応できる

よう配慮するものとする。また、工事の発注における工期等の設定に当たっては、休日日数（土日、祝日、年末年始及び夏期休暇）、降雨日や出水期等の作業不能日数、現場状況を勘案した上で、無理な工程とならないよう十分配慮し、適切に設定することとする。物件の発注に当たっては、納入場所、納入回数をはじめとする納入条件等について、明確なものとするよう努めるものとする。

当機構は、物資の流通の効率化に関する法律（平成17年法律第85号）第33条に基づく貨物自動車運送役務の持続可能な提供の確保に資する運転者の運送及び荷役等の効率化の推進に関する基本的な方針（以下「物流効率化基本方針」という。）を踏まえ、自らが施設の管理者となる場合や物品の運送を伴う役務、物品の買入れ等に係る発注を行う場合には、当該施設の利用や当該物品の配送を行うトラックドライバーの運送・荷役等の効率化等に資するよう、余裕を持った納品期限の提示、納入単位・回数の集約、混雑時間を回避した配送日時指定、貨物集配中の車両が駐車できるスペースの確保、再配達削減をはじめとする措置を率先して講ずるものとする。

また、貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律（令和7年法律第60号）の一部施行により、荷主等が、貨物自動車運送事業法の許可等を得ずに運送行為を行う、いわゆる違法「白トラ」に運送を委託することが禁止されたことを踏まえ、物品等の継続的な運送を伴う役務に係る発注を行う場合には、貨物自動車運送事業法の許可等を得ずに運送行為を行う違法な事業者には委託しないものとする。これを担保するため、受注事業者との間で物品等の継続的な運送を伴う契約を締結する際には、運送事業の許可を得ずに違法に運送を行う事業者を排除するため、「荷主の貨物自動車運送役務の持続可能な提供の確保に資する運転者の運送及び荷役等の効率化に関する判断の基準の解説書」にのっとり、当該受注事業者に対して、委託先のトラック事業者が許可等を得ずに違法に運送を行っていないことを証する誓約書や委託先のトラック事業者が必要な許可等を有していることを示す書面の提出を求める等の措置を講ずるものとする。

（3）中小企業・小規模事業者が最低賃金法を順守する義務を履行できるよう配慮

当機構は、清掃、警備、洗濯、庁舎管理その他最低賃金又はその近傍の人件費単価の被用者が用いられる可能性のある役務契約について、適切な予定価格を作成するとともに、入札金額における人件費について、契約期間中に最低賃金額の改定が見込まれる場合には、その改定見込額についても考慮した上で入札することを入札希望者にあらかじめ周知するものと

する。また、年度途中で最低賃金額の改定があったとしても、受注者が労働者に対して最低賃金額以上の賃金を支払う義務を履行できるよう、人件費単価が改定後の最低賃金額を下回った際は適切な価格での単価の見直しを行う旨の条項をあらかじめ契約に設定するものとする。

さらに、契約後において、最低賃金の大幅な改定があった場合には、受注者が労働者に対して最低賃金額以上の賃金を支払う義務を履行できるよう、契約金額を変更する必要があるか否かについて受注者に対して確認し、受注者からの求めがあった場合には適切に対応するものとする。

(4) 中小建設業者の取引適正化に対する配慮

① 当機構は、建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律（令和6年法律第49号）における持続可能な建設業の実現という趣旨と中小建設業者を取り巻く現下の諸情勢に鑑み、政府が進める「働き方改革」関連の取組や関係省庁からの休日確保の推進等の要請等に留意しつつ、必要な工期を確保するため、債務負担行為の活用や中小工事の早期の発注等により、施工時期の平準化に努めることとし、中小建設業者に対し特段の配慮を払い、その受注機会の増大を図るものとする。

(5) 低入札価格調査制度の適切な活用、ダンピング受注の防止等

当機構は、ダンピング受注の排除等適正価格による契約の推進のため、工事及び役務の発注に当たっては、適切なコストの積み上げによる価格での入札を行って頂くようダンピングの防止の周知に努め、調査基準価格を下回る入札が行われた場合には、低入札価格調査制度を活用する。

低入札価格調査制度の対象となる契約に関する入札公告・入札説明会の資料等において、調査基準に該当した場合に提出を求める積算資料等の詳細、積算資料等の提出に応じない場合又は不十分な場合には説明を求めること、積算資料等の提出・説明に応じない場合又は不十分な場合には落札者とししない場合があることを、入札参加者に事前に周知するものとする。

さらに、低入札価格調査を行う際は、入札価格の内訳書における人件費、原材料費、エネルギーコスト等について、実勢価格（都道府県別の賃金水準、最低賃金額、公共工事設計労務単価、毎月勤労統計調査の賃金指数等）に沿った単価になっているかを確認するものとする。また、業務に必要な工数が適切に計上されているかを確認するものとし、その結果、合理的な理由なく業務の履行に必要な人件費が見込まれていないと認められた場合には、落札者とししないよう取り扱うものとする。

(6) 中小企業・小規模事業者の資金繰りへの配慮

- ① 当機構は、物件等の発注に当たって、受注者の資金繰りがしやすいように部分払をすることにより、受注者が円滑に事業を実施できるように努めるものとする。特に人件費比率の高い役務契約に対し、業務内容に応じて部分払（毎月払い等）を行うよう配慮するものとする。
- ② 当機構は、中小企業・小規模事業者との官公需契約における支払いまでの資金繰りに配慮し、当機構に対する債権の譲渡が必要と認められる場合は対応するものとする。特に、発注者から債権の譲渡制限の意思表示がなされた場合であっても、受注者による譲渡の効力は妨げられないことと改正された民法（明治29年法律第89号）第466条第2項の趣旨を踏まえ、当機構は、中小企業・小規模事業者による資金調達の円滑化を図るため、当機構の承諾を得なかったとしても債権の譲渡は有効であることについて、中小企業・小規模事業者に情報提供するなど、資金繰りへの配慮に努めるものとする。

(7) 知的財産権の取扱いの明記

当機構は、物件及び役務の発注に当たっては、発注内容に著作権等の知的財産権が含まれる場合には、その財産的価値について十分に留意し、その著作権を発注者へ無償譲渡させないものとする。また、実施の範囲や期間、受取対価といった、当該知的財産権の取扱いについて書面をもって明確に規定するものとする。

(8) 労務費、原材料費、エネルギーコスト等の上昇への対応

① 工事の契約時の対応

当機構は、工事の発注に当たっては、建設業法第34条第2項に基づく「工期に関する基準」と「労務費に関する基準」を踏まえ、適正な工期の確保や労務費、原材料費、エネルギーコスト等の実勢価格を反映した適正な請負代金の設定について、契約後の状況に応じた契約変更の実施などに対して、適切に対応するものとする。

特に、労務費、原材料費、エネルギーコスト等の上昇時における請負代金額の変更についてはあらかじめ、当該変更についての条項を契約に適切に設定するとともに、当該条項の運用基準を策定するものとする。

さらに、主要な資材の供給の著しい減少、資材価格の高騰等の事象が発生した場合において、受注者から請負契約の内容の変更について協議の申出があった際には誠実に応じなければならない。例えば、予算の不足や過去の変更契約実績がないこと、入札による契約であることを理由に協議に応じないといった対応は行わないものとする。

② 物件及び役務の契約時の対応

当機構は、物件及び役務の契約の途中で、需給の状況又は労務費、原材料費、エネルギーコスト等の実勢価格に変化が生じた場合には、入札による契約を含め、契約金額を変更する必要があるか否かについて検討し、必要に応じて契約変更を実施するなど、適切な対応をとるものとする。

また、受注者から労務費、原材料費、エネルギーコスト等の上昇に伴う契約金額（入札による契約を含む。）の変更について申出があった場合、協議に応じない一方的な価格決定とならないよう迅速かつ適切に協議を行うものとする。さらに、その旨の条項をあらかじめ契約に入れるなど、受注者からの申出が円滑に行われるよう配慮するものとする。

③ 全ての発注における対応

上記①、②の対応に当たっては、労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針（以下「労務費の指針」という。）の発注者としての行動③に記載されている「根拠資料は公表資料に基づくものとする」等の趣旨を考慮するものとする。

また、公共工事においては、コスト増加分の転嫁を伴う条項を契約に適切に設定し、価格の変動が生じた場合は、適切に請負代金の額の変更を行うものとする。さらに、価格交渉の際には、直接の契約先だけでなく、再委託先を含めて適切に請負代金を設定するよう配慮することとする。

さらに、契約の途中で、労務費、原材料費、エネルギーコスト等の実勢価格に変化が生じた場合には、入札による契約を含め再交渉が可能であることや、受注者がコスト増加に伴う契約金額の変更を申し出た場合に、当該受注者に対して次回以降の発注における指名・選定その他の取扱いにおいて不利に扱ってはならないものとし、あらかじめ入札説明資料や契約時においてその旨を説明するものとする。

3 官公需情報の提供の徹底

（１）発注情報の公表と説明

当機構は、一般競争入札等（公募型競争入札、公募型プロポーザル及び企画競争入札を含む。以下同じ。）による発注に関連する情報及びそれらに係る落札に関する情報や発注計画に関する情報について、ホームページへの掲載により、中小企業・小規模事業者に対する情報提供を徹底するものとする。

また、発注を行う際には、性能、規格等の必要な事項について、仕様書

に明記することにより、十分な説明を行うものとする。

(2) 官公需に関する相談体制の整備

本社及び各地方機関契約担当課の「官公需相談窓口」において、中小企業・小規模事業者からの官公需相談に適切に応じ、官公需情報、入札に関する参加資格登録などの情報を提供するなど、必要な指導に努めるものとする。

第3 新規中小企業者及び組合の活用に関する事項

1 新規中小企業者の受注の機会の増大のために講ずる具体的な措置

当機構は、新規中小企業者及び組合の受注の機会の増大を図るため、基本方針に即すとともに、次のとおり取り組む。

なお、公共工事の品質は、建設工事が、目的物が使用されて初めてその品質を確認できること、その品質が受注者の技術的能力等に負うところが大きいこと等の特性に鑑み、公共工事の品質確保の促進に関する法律の趣旨を踏まえ、工事等の経験、施工状況等の評価、技術者の経験その他技術的能力を考慮し、工事の品質の確保に留意するとともに、入札及び契約の透明性、競争の公正性の確保等に配慮し、受注者を選定することで確保されなければならない。

(1) 過去の実績を過度に求めない運用

物件等における一般競争入札等において、契約の履行の確保に支障がない限り、評価項目を設定するに際しては、過去の実績を過度に求めないように配慮するものとする。

(2) 競争参加資格の弾力的運用等

競争参加者の資格設定に関し、調達先に専門的な技術、資格を必要とせず、契約の履行の確保に支障がないと認められる場合には、新規中小企業者をはじめとする下位等級者の参加が可能となるよう弾力的な運用を行うものとする。

少額の随意契約による場合には、契約の内容、地域特性等を踏まえ、契約履行の支障の有無に留意しつつ、新規中小企業者を見積先に含めるよう努め、見積先が固定化しないよう、小企業者を含む小規模事業者や国等との調達の実績が少ない新規中小企業者にも配慮するものとする。

また、オープンカウンター方式により物件等の契約の見積り合わせを実施する場合には、公示及び見積書の提出に際しては、電子調達システム、

ホームページ等を通じて行うとともに、電子メール等を活用するなど電子的手段を利用するものとする。

新規中小企業者が提供する新商品等について、公募により当該新商品等と同様の性質を有する商品等を供給できる者が他にいないことが明らかになった場合であって、引き続き、供給できる者が他にいないことが明らかとなるときは、公募の手続を省略して随意契約をすることができることに留意するものとする。

- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第4号で都道府県知事が認定した商品（以下「いわゆるトライアル発注認定商品」という。）等の受注機会の増大いわゆるトライアル発注認定商品等のうち、新規中小企業者が取り組むものについて、少額の契約であって、随意契約による場合は、新規中小企業者から相見積もりを取るなど受注機会の増大を図るものとする。

- (4) 新規中小企業者からの相談体制

本社及び各地方機関契約担当課を「官公需相談窓口」の担当とし、新規中小企業者からの相談に対して、適切に対応する。

2 組合の受注の機会の増大のために講ずる具体的な措置

官公需適格組合をはじめとする事業協同組合等の受注機会の増大を図るため、基本方針に即して取り組む。

なお、WTO政府調達協定上、国が協同組合又は連合会と締結する契約には、同協定が適用されないこととなっており、国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（昭和55年政令第300号）第11条及び予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第99条第18号においても事業協同組合等との契約は随意契約を締結できるとされていることから、これらの随意契約を締結する可能性を排除しないように留意することとする。

第4 第1から第3に掲げるもののほか、中小企業者の受注の機会の増大に関し必要な事項

1 本方針の適用範囲

本方針は、当機構本社及び全ての地方機関（以下「各発注機関」という。）に適用する。

2 中小企業者の受注の機会の増大のための推進体制

中小企業者の受注の機会の増大のため、別紙のとおり推進体制を整備し、第1の目標達成に向けて、調達の実状を分析し、実績の向上を図るために有益な情報提供を行うほか、必要に応じて、各発注機関に対し改善策を指示する。

3 制度運用に係る作業環境の整備

新規中小企業者の調達実績の把握やみなし大企業の確認など、制度運用状況を適切に把握し、効率的な確認作業等が可能となる作業環境の整備を図る。

4 価格転嫁・取引適正化の実施に向けた人事評価における配慮

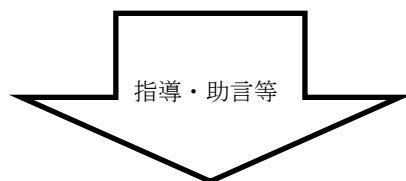
当機構は、地域経済において官公需の価格転嫁が重要な役割を果たすことを踏まえ、会計・調達など発注に係る業務を担当する職員が、積極的に価格転嫁・取引適正化に取り組むことができるよう、当該職員が取り組んだ官公需における価格転嫁・取引適正化への取組について、人事評価において適切に配慮するものとする。

<別紙>

○ 中小企業者の受注の機会を増大のための推進体制

調達の実況把握、実績の向上を図るために有益な情報共有、各発注機関に対して、指導・助言等の実施。

調達契約部長
建設企画部長
経営自立推進・財務部長



各発注機関